

# 宮城県ニホンジカ保護管理計画概要

## 1 計画策定の背景及び目標

ニホンジカ（以下「シカ」という。）は、牡鹿半島地域で生息数や生息域を拡大させ、農林業被害や車両衝突事故など人との軋轢が増大するとともに、林床への食圧による下層植生の単純化など生物多様性にも影響を及ぼしてきたことから、平成 20 年度に石巻市・女川町（島嶼を除く）を対象として「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画（以下「前計画」という。）」を策定し、対策を講じてきた。

一方、牡鹿半島地域以外においてもシカの生息が確認されており、生息域の拡大が懸念されているため、前計画より計画対象区域を拡大し、当該地域のシカを適正に保護管理することにより、農林業及び生活環境被害の軽減による人との軋轢の解消と、シカを含めた当該地域の生物多様性の確保を図ることとする。

## 2 計画の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（4 年間）

## 3 計画の対象とする区域

石巻市（金華山を除く）、女川町、気仙沼市、登米市、南三陸町

## 4 保護管理の目標

牡鹿半島地域は生息密度 10 頭/km<sup>2</sup>以下、生息頭数 1,000 頭以下を当面の目標とする。

その他の侵入抑制地域は、牡鹿半島地域及び他県からの侵入を抑制しつつ、極力シカが生息しない状況を目指す。

## 5 数の調整に関する事項

**捕獲目標** 年間 1,650 頭以上

**狩猟期間延長** シカの狩猟期間を 11 月 15 日から 3 月 15 日（環境省令では 2 月 15 日）までとする。

**狩猟制限緩和** 狩猟の捕獲制限を、1 人 1 日 オス 1 頭以内（わな猟は無制限）、メス無制限とする。  
（環境省令では 1 人 1 日 1 頭以内）

## 6 被害防除対策

個体数管理と併せ、専門家や研究機関の協力のもと、効果的な防除方法の普及を図る。また、道路環境管理作業（除草等）を適正な時期に実施する。

## 7 その他保護管理のために必要な事項

計画の推進には科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠であることから、捕獲、農林業・生活環境被害状況や生息・植生調査等を実施する。また、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会を設置し、上記調査等について検討・評価を行い、目標の達成状況や各種施策の見直しを行う。更に、地域住民、行政機関、狩猟団体、農林業団体等が相互に連携・協力できる体制整備を図る。